

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会(以下「法人」という。)の定款第23条及び19条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれるものをいう。

### (理事会への出席報酬)

第3条 役員（理事長及び職員兼務理事を除く）が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事の報酬)

第4条 理事には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- 2 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前文による報酬及び実費弁償費は支払わない。
- 3 常務理事（職員兼務）の報酬は、別表2により支給する。ただし、前文による報酬及び実費弁償費は支払わない。
- 4 職員兼務理事の報酬は、別表2により支給する。ただし、前文による報酬及び実費弁償費は支払わない。
- 5 理事（理事長、常務理事及び職員兼務理事を除く）が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。
- 6 理事の出退勤の確認は、タイムカードの記録によるものとする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況の監査指導の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会いにあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が定款第5条第1項第2項及び理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合には、別表2

により報酬を支払うことができる。

4 監事の出退勤の確認は、タイムカードの記録によるものとする。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員が定時評議員会及び随時の評議員会に出席したときは、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 7 条 役員(常務理事(職員兼務)及び職員兼務理事を除く)及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により報酬及び旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 第 4 条第 2 項第 3 項第 4 項の支給は、毎月 25 日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は土曜日でない日)に本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

2 第 3 条第 1 項、第 4 条第 5 項及び第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項については、その都度、現金で支給する。

(公表)

第 9 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 10 条 この規定を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会	10,000 円	5,000 円

別表 2 (第 4 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬	月額 100,000 円	
常務理事(兼職員)報酬	月額 30,000 円	
理事(兼職員)報酬	月額 10,000 円	
理事・監事業務報酬	日額 5,000 円	5,000 円
監事監査指導	日額 15,000 円	5,000 円
指導検査への立会い	日額 10,000 円	5,000 円

別表 3 (第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
定時評議員会	10,000 円	5,000 円
随時評議委員会	5,000 円	5,000 円